

児童の安全確認強化事業 業務委託候補者審査基準

1 審査方法

児童の安全確認強化事業業務委託業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）は、企画提案事業者（以下、「事業者」という。）による企画提案書及び見積書を基に、提案内容の優劣を審査し、業務委託候補者を選定します。

2 審査基準

- (1) 評価は、審査委員会を構成する委員が別表「審査委員会審査に係る評価項目及び評価の視点」に基づき行います。
- (2) 評価点は、委員1人あたり60点満点とします。
- (3) 「児童の安全確認強化事業業務委託に係る企画提案募集実施要領」2(4)に定める委託料上限額を上回った見積書を提出した事業者は失格とします。
- (4) 前記2(2)の審査の結果、委員の評価点の合計が、満点の60%に満たない場合には、選定対象としません。
- (5) 審査委員会は、原則として、前記2(2)の評価点の最も高い提案をする事業者を最優秀企画提案者とします。評価点の最も高い提案をする事業者が複数ある場合などは、審査委員会で協議の上、最優秀企画提案者を選定します。
- (6) 埼玉県は、審査委員会の選定を基に、総合的に判断して、当該事業の業務委託候補者を選定します。

審査委員会審査に係る評価項目及び評価の視点

評価項目（配点）	評価の視点
1 業務の実施方針・実施計画 （20点）	<ul style="list-style-type: none">・ 事業目的の理解度・ 目標達成に向けた実施方針の明確性・ 実施手法の的確性・スケジュールの妥当性・ 提案内容の独自性
2 業務の実施体制・実施手法 （20点）	<ul style="list-style-type: none">・ 実施体制及び危機管理に関する手法・ 家庭訪問及び面会方法に関する手法
3 団体の財務的健全性 （20点）	<ul style="list-style-type: none">・ 事業を実施するために必要な財務的基礎・ 予算見積調書の積算の妥当性